

令和元年 9 月 1 8 日

第 4 回 廿日市市議会追加議案説明書(その 2)
(第 3 回 定例会)

廿 日 市 市

第4回廿日市市議会追加議案説明書（その2）目次

議案第85号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に 関する条例	………… 1
議案第86号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する 法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	………… 7
議案第87号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	………… 9

(議案第 8 5 号)

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例

(人 事 課)

1 制定の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の任用、給付等に関する規定が整備されることに伴い、会計年度任用職員に対して支給する給与、旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 給与の種類 (第 2 条関係)

ア 1 週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員と同一の時間である会計年度任用職員 (以下「第 2 号会計年度任用職員」という。) の給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。

イ 1 週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員より短い会計年度任用職員 (以下「第 1 号会計年度任用職員」という。) の給与は、基本報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬並びに期末手当とする。

(2) 給料及び基本報酬 (第 3 条、第 4 条及び第 1 6 条関係)

ア 給料及び基本報酬は、勤務に対する報酬として支給する。

イ 給与からの控除は、職員の給与に関する条例の例により行うことができる。

ウ 給料表及び職務の分類の基準となるべき標準的な職務の内容について定める。

エ 給料は、給料表により支給する。

オ 基本報酬は、職務の級及び号給により決定する。

カ 基本報酬は、勤務形態に応じて日額、月額及び時間額により定めるものとし、それぞれの計算方法等について定める。

キ 高度の専門的な知識又は経験を必要とする業務等に従事する会計年度任用職員の給料及び基本報酬は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例に規定する給料表の給料月額の欄の最高額を超えない範囲内において規則で定める。

- (3) 給料及び基本報酬の支給（第5条、第6条、第17条及び第18条関係）

給料及び基本報酬の支給日、支給の始期及び終期、計算方法等について定める。

- (4) 手当（期末手当を除く。）及び手当に相当する報酬の支給（第7条から第12条まで、第14条、第19条から第23条まで及び第25条関係）

ア 期末手当を除く各手当は、それぞれ職員の給与に関する条例の各手当の支給を受ける職員の例により支給する。

イ 基本報酬を除く報酬は、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員との権衡等を考慮して支給する。

- (5) 勤務1時間当たりの給与額及び報酬額の算出（第13条及び第24条関係）

ア 第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び特殊勤務手当（月額として定められているものに限る。）の月額の合計額をもとに算出する。

イ 第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、基本報酬を日額で定める場合は、基本報酬の日額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の日額の合計額をもとに算出し、基本報酬を月額で定める場合は、基準月額、これに対する地域手当に相当する報酬の月額及び特殊勤務手当（月額として定められているものに限る。）に相当する報酬の月額の合計額をもとに算出し、基本報酬を時間額で定める場合は、基本報酬の時間額及びこれに対する地域手

当に相当する報酬の時間額の合計額とする。

(6) 期末手当の支給（第 15 条及び第 26 条関係）

期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日にそれぞれ在職する会計年度任用職員（規則で定める職員を除く。）に支給するものとし、その算定方法等について定める。

(7) 給与の減額（第 27 条関係）

正規の勤務時間に会計年度任用職員が勤務しないときは、給与を減額して支給する。

(8) 給与の特例（第 28 条関係）

職務の特殊性及び任用の事情を考慮して特に必要があると認めるときは、任命権者が別に給与を定める。

(9) 休職者の給与（第 29 条関係）

休職中の会計年度任用職員には、給与は支給しない。

(10) 第 2 号会計年度任用職員の旅費（第 30 条関係）

第 2 号会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、職員の旅費に関する条例の例により旅費を支給する。

(11) 第 1 号会計年度任用職員の費用弁償（第 31 条関係）

ア 第 1 号会計年度任用職員には、規則で定めるところにより、通勤手当に相当する費用弁償を支給する。

イ 第 1 号会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、職員の旅費に関する条例の例により費用弁償を支給する。

3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第 203 条の 2 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その

他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

- ② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。
- ③ 第1項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。
- ④ 普通地方公共団体は、条例で、第1項の者のうち地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。
- ⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員（教育委員会にあつては、教育長）、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに短時間勤務職員及び地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

- ② 普通地方公共団体は、条例で、前項の者に対し、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、任期付研究員業績手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）

又は退職手当を支給することができる。

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 地方公務員法

第24条

- ② 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

- ⑤ 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

(3) 地方公営企業等の労働関係に関する法律

附則

- ⑤ 地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員であつて、第3条第4号の職員以外のものに係る労働関係その他身分取扱いについては、その労働関係その他身分取扱いに関し特別の法律が制定施行されるまでの間は、この法律（第17条を除く。）並びに地方公営企業法第38条及び第39条の規定を準用する。（以下略）

(4) 地方公営企業法

第38条

- ④ 企業職員の給与の種類及び基準は、条例で定める。

(議案第 8 6 号)

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に
伴う関係条例の整備に関する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、会計年度任用職員の任用、給付等に関する規定が整備されることなどに伴い、次のとおり関係条例の規定の整備を行おうとするものである。

条 例 名	整 備 の 内 容
職員の給与に関する条例	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、会計年度任用職員をこれらの条例の適用の対象から除くなど必要な規定の整理を行う。
職員の旅費に関する条例	
職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	減給の効果に関する規定に給料に相当する報酬を追加する。
職員の分限に関する手續及び効果に関する条例	会計年度任用職員については、休職期間を任期の範囲内とし、3年の通算規定は、適用しない。
職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例	特例の要件を会計年度任用職員に適用するなど必要な規定の整理を行う。
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	会計年度任用職員の給与の種類及び基準について定めるなど必要な規定の整備を行う。
職員の特殊勤務手当に関する条例	医師の確保が困難な地域に在勤して診療に従事する医師に対し、特殊勤務手当を支給する。

廿日市市職員定数条例	定数の対象とならない職員について必要な規定の整理を行う。
特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例	条例の適用対象職員について必要な規定の整理を行う。
職員の育児休業等に関する条例	会計年度任用職員の育児休業等に係る規定を整備する。
職員の勤務時間、休暇等に関する条例	会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇は、規則で定める基準に従い、任命権者が定めるなど必要な規定の整備を行う。
外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	引用条項その他必要な規定の整理を行う。
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	
廿日市市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員と同一の時間である会計年度任用職員を公表の対象とするなど必要な規定の整理を行う。
廿日市市市民センター条例	非常勤の特別職の職を廃止する。
廿日市市有林管理条例	

2 施行期日

令和2年4月1日

(議案第 8 7 号)

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 澁谷憲和委員が、令和元年 1 0 月 3 1 日をもって辞職するので、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

大 島 久 典 (新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

山 川 肖 美

澁 谷 憲 和

松 本 良 子

岡 本 美紀子

片 嶋 学

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第 4 条

② 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。